平成２５年（フ）第４７号
秋田市仁井田字西潟敷373番地２
債務者　成田麻理子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
秋田県能代市字鳥小屋52番地11
債務者　佐々木昌志
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１７６号
千葉市中央区今井２丁目６番５―501号
債務者　松井さやか（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
新潟市中央区旭町通２番町5235番地、住民票上の住所新潟市中央区南笹口１丁目１番24号パストラルハイム駅南503号
債務者　廣島　拓也
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
石川県七尾市矢田新町イ部51番地32　第一右近アパート11号
債務者　土倉　昭人
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１２号
岐阜県可児市下恵土字広瀬6083―１　レオパレスＫＡＮＩ215、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市川合町４丁目３番21号　ボナールハウス207、前住所愛知県犬山市大字前原字天道新田81番地88
債務者　畑山　　忍
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１４号
愛知県春日井市高森台10丁目１番地１　102号棟104号室、前住所岐阜県可児市土田5054番地２　納土借家２号
債務者　高本忠治こと　ＴＡＫＡＭＯＴＯ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＴＩＵＪＩ
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市島町２丁目３番35号セントラルパークＥ203、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市太田本町３丁目４番27号
債務者　丹羽　慶晃
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１７８号
神戸市中央区熊内町２丁目４番11号　シティライフ熊内106号
債務者　西川　輝馬
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市御立中３丁目12番17号宮本アパート203号
債務者　渡邊　友美（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９８号
奈良市油阪町１番地の98　311号
債務者　原野　ナミ
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７号
奈良市青垣台２丁目７番地の２
債務者　星山清子こと　白　　亨妍
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７０号
鳥取県米子市新開４丁目６番19号
債務者　濵尾　京子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５号
鳥取県境港市竹内町675番地
債務者　横川　利美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１０号
鳥取県米子市大崎2275番地147　県住57―３棟57号
債務者　遠藤千佐子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１８３号
広島市中区上幟町２番36―803号
債務者　中村　優一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８号
広島市南区小磯町２番35号
債務者　別府　啓介
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部